

簡 易 入 札 公 告

次のとおり簡易入札（郵便入札）に付します。

令和7年10月22日

独立行政法人 海技教育機構

理事長 田島 哲明

1 簡易入札に付する事項

- (1) 調達件名 青雲丸・ポンプ及びダンプ弁部品の購入（再度公告）
- (2) 仕様等 別紙仕様書による
- (3) 履行場所 別紙仕様書による
- (4) 履行期間 契約日～令和7年12月31日

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人海技教育機構契約事務取扱細則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者に関しては、この限りでない。なお、細則第3条及び第4条の「一般競争」は「簡易入札」に読み替えるものとする。
- (2) 仕様書に掲げる資格要件等を全て満たし、履行できる者。

3 仕様書の配布場所、期間及び方法並びに契約条項を示す場所及び問い合わせ先

- (1) 場所及び問い合わせ先
〒231-0003
神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地 横浜第2合同庁舎20階
独立行政法人海技教育機構 総務部 会計課 調度係 山本
TEL 045-212-0003
FAX 045-212-0006
E-MAIL keiyaku-honbu@jmits.ac.jp
- (2) 配布期間 令和7年10月22日(水)から令和7年10月28日(火)までの土・日・祝日を除く毎日10時00分から17時00分まで。（ただし、12時00分～13時00分は除く。）
- (3) 配布方法 電子データ(PDF)にて配布するので、上記E-MAILアドレス宛てに連絡すること。
なお、(1)に示す場所にて配布も可能。その際には来所予定日を事前に連絡すること。

4 仕様書に対する質問

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い提出することが出来る。
 - ① 提出期限 令和7年10月23日(木) 17時00分
 - ② 提出方法 電子メールによる。
 - ③ 提出先 3(1)に示すE-MAILアドレス
- (2) (1)の質問に対する回答は、次の期日までに電子メールにて仕様書を配布した業者全てに対して行う。
期日 令和7年10月24日(金) 17時00分
- (3) 同等品での入札参加を希望する場合には、事前にその仕様について連絡を行い、入札日までに必ず承認を得ること。尚、詳細は以下のとおりとする。
 - ① 連絡先 3(1)に示す電話番号又はメールアドレス
 - ② 申請内容 同等品での入札参加を希望する旨と、同等品と考える製品についてのカタログなどの仕様が確認出来る資料。
 - ③ 提出先 3(1)に示すE-MAILアドレス
 - ④ 申請期限 6(1)で示す簡易入札書の提出期限と同じ

5 簡易入札方法等

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 競争の結果、予定価格に達しなかった場合は、入札書の提出のあった者から見積書の提出を求め、再度の競争を行う。
- (3) 入札の無効
 - ① 記名押印を欠く入札。
 - ② 金額を訂正した入札。
 - ③ 誤字・脱字により意思表示が不明瞭である入札。
 - ④ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札。

6 簡易入札書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和7年10月28日(火) 17時00分
- (2) 提出場所 独立行政法人海技教育機構 総務部会計課
- (3) 提出方法 原則郵送とする。(持参による場合は事前に相談すること。)
ただし郵送時に3(1)に示す担当者まで連絡することとし、当機構において受領したことが確認出来る方法(書留等)にすること。また、入札書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、外封筒に入札書在中の旨を朱書きし、内封筒に「入札件名」、「開札日時」、「入札参加者の商号又は名称」を記載して提出しなければならない。
なお、その際生じる費用については入札者の負担とする。また、期限に間に合わなかった者の入札書は無効とする。

7 開札日時、場所

- (1) 日 時 令和7年10月29日(水) 14時00分
- (2) 場 所 独立行政法人海技教育機構 入札室

8 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 詳細は仕様書による。